る公告

(川越比企振興)





示

目

次

○特定非営利活動法人の設立に係 ○給与管理システムに係るデータ 入力業務委託に関する入札公告 (システム調整課)

○新税務システム開発業務委託に 関する入札公告 (税 務 課

○埼玉県とさいたま市との間の児 ○県庁舎で使用する電気に関する 入札公告 課

五.

告

委託に関する規約 童自立支援施設に関する事務の

○大規模小売店舗に対する市町村 等意見の公示 (こども安全課) (商業支援課)

○北田土地改良区役員就退任届 (東松山農林)

八

示

○嵐山南部土地改良区の役員就退

九

○町営土地改良事業諸倉池地区 (ため池等整備事業) 施行の協

> 改良事業計画書の縦覧 議についての適否決定及び土地

> > $\widehat{\Box}$

購入等件名及び予定数量

給与管理システムに係るデータ入力業務委託

140,000件

調達内容

○土砂災害警戒区域等の指定 (本庄農林)

○加須都市計画用途地域の変更の 案の縦覧 (都市計画課)

三 \equiv

○開発行為に関する工事の完了公 ○建築基準法に基づく公開による 意見の聴取告示(建築指導課)

三

(東松山県土) 그 二六

パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5

入札金額は、1 件当たりの単価を記載すること

わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

 \bigcirc \bigcirc

○平成二十年度第一回技能検定員 等資格審査の実施に伴う公示

2

·般競争人札参加資格

七

○平成二十年度埼玉県労働委員会 あっせん員候補者の氏名等の公 (運転免許課) 二六

七

九

2

調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(河川砂防課) 九

(3)

履行期間

五.

(4)

納入場所

平成20年 5 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

六

(5)

入札方法

埼玉県企画財政部システム調整課

二六

(行田県土)

働 委 二八

(2)

者であること

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出

者であること

計算に関する業務」のうち「データエントリー」の各等級に格付けされている

格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子

物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

埼玉県発行

埼玉県告示第五百四十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事

上 \mathbb{H}

清 司

-1 -

物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領 (平成19年3月27 日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- 入札書の提出場所等 ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること
- 入札説明書及び仕様書の入手方法
- 入手手順は、次のとおり。 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
- 埼玉県ホームページを開く。
- 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する
- 口」を選択する。 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入
- \mathbb{H} 「入札情報公開システム」を選択する
- Æ 整課」を指定し、「物品等」を選択する。 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「企画財政部」、課所は「システム調
- (\mathcal{E}) 「1 発注情報の検索」を選択する
- 検索ボタンをクリックする。
- 本入札案件を選択する
- イ 紙媒体での入手を希望する場合
- 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3 3(2)の交付場所において配布する(事前に電話により連絡をすること。)。

(1)アの場合を含む。)。

- 柳、中村 庁舎10階 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二 電話 048—830—2267 (直通) 埼玉県企画財政部システム調整課システム運営・再開発担当 FAX 048—824—5843 파
- 人札書受付期間

分まで 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年 4 月23日(水)午後 1 時30

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年4月22日(火)午後5時ま

で (必着)

持参する場合

イ 郵送する場合

なお、書留郵便によるこ

(4) 開札の場所及び日時

テム調整課分室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階シス

日平平

平成20年4月23日(水)午後2時

開札の立ち会いは、任意とする。

その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

2項の規定に該当する場合は、免除する 務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第 率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財 入札者は、見積もった契約金額に140,000件を乗じた金額に入札保証金の

契約保証金

2項の規定に該当する場合は、免除する。 分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 契約の相手方は、契約金額に140,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100

入札者に要求される事項

2

- 認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関 し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 で平成20年4月15日(火)午後5時までに提出し、一般競争入札参加資格の確 この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を次のいずれかの方法
- 「一般競争人札参加資格確認申請書」
- り送信すること 3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はファクシミリによ
- り送信すること 3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はファクシミリによ 「契約の履行について」(添付書類を含む。)

7

次に掲げる入札書は、無効とする。

3

入札の無効

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- 契約書作成の要否 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- 5 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

埼玉県告示第五百四十六号

書を申請のあった日から二月間、県民生 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 Ŧi. 匹

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比 法並びにインターネットを利用する方法 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 企地域振興センターにおいて備え置く方 (埼玉県NPO情報ステーション (http:

埼玉県知事 上 田 清

申請に係る特定非営利活動法人の名

平成二十年四月一日 申請のあった年月日

司

平成二十年四月十一 日

称

特定非営利活動法 人あゆみ

三 代表者の氏名

島田 信子

埼玉県川越市大字石田本郷八百三十

埼玉県告示第五百四十八号

般競争入札に付する。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事

上

 \mathbb{H} 清

司

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

に生きる社会の形成に寄与する。 また、市民への啓発活動を行い、 を促進し障害児・者とその家族が充実 した社会生活を送ることを支援する。 この法人は、障害児・者の社会参加 とも

埼玉県告示第五百四十七号

で、 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。

主たる事務所の所在地

五番地

定款に記載された目的

(1)調達内容

購入等件名及び予定数量 新税務システム開発業務委託 H H

2 調達案件の内容

入札説明書、新税務システム開発調達仕様書及び契約書 (案) による

3 履行期間

契約日から平成23年3月31日 $\overline{\mathbb{K}}$ °, ₹

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 人札方法

本件入札は、 「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比 書を申請のあった日から二月間、 企地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用する方法 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 (埼玉県NPO情報ステーション(http:

平成二十年四月十一日 埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十年三月三十一日 申請のあった年月日

、県民生 四 情報学研究会 申請に係る特定非営利活動法人の名 代表者の氏名 特定非営利活動法人川越奥武蔵観光 政則

Ŧi. 定款に記載された目的 埼玉県川越市新富町一丁目九―一 主たる事務所の所在地

学の確立・発展を図るとともに、 究に寄与することを目的とする。 奥武蔵観光産業の発展とそのための 実用研究・学術研究を行い、 本会は、観光と情報活用の視点から 観光情報 川越

は持参も認める テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 に入力し、又は記載すること 当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書 なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力し、又は記載された金額に

競争入札参加資格

2

- 者であること。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない
- 2 する業務」のA等級に格付けされた者であること。 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資
- 物第180号)に基づく指名停止期間中の者でないこと 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年 3 月27 日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平成18年度に実施した本件の基本計画・調達仕様書作成に携わった者でない
- (6) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること
- の実績があること 規定する指定都市の税務システム全般に関するシステム設計、システム構築等 国、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に
- 入札説明会の場所及び日時
- <u>-</u> 揚所

埼玉県職員会館 B02号室

(2) 平田

平成20年 4 月18日 (金) 午後 1 時30分

- 入札者に要求される事項
- 入札参加資格の確認

月21日(月)から同年 5 月16日(金)午後 5 時まで(埼玉県電子入札共同シス この一般競争入札に参加を希望する者は、次の(2)に掲げる書類を平成20年4

> テムを利用する場合は、午後8時まで。期限厳守)に提出し、競争入札参加資 格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類 に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出書類

類を含む。) 「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「契約の履行について」(添付書

- 同システムから確認申請する 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- 紙媒体の申請書を郵送し、又は持参する場合 7(9)のあて先に提出すること。
- 3

資格審査結果については、別途通知する

- 入札受付期間等
- 1 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- 2 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年 5 月29日(木)午後 8 時まで
- 受領期限

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年 5 月29日(木)午後 5 時ま

- で (必着)
- 提出先
- 7(9)のあて先に提出すること
- か 郵送による場合の提出方法 書留郵便によること。
- 開札の場所及び日時

6

なお、開札への立会いは不要とする 埼玉県総務部税務課分室 平成20年 5 月30日 (金) 午前11時

~1

- <u>1</u> 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上) を乗じた

該当する場合は、免除する 18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項第1号又は第2号の規定に 額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第

契約保証金

場合は、免除する。 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

入札の無効

3

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- J る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- (4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

(6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 設定する

を落札者とするか否かを決定する 調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者

7 手続における交渉の有無

8 入札説明書及び仕様書等の入手方法

だし、ダウンロードできない場合は、下記7(9)まで連絡すること 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。 45

イ 入手手順

⑦ 埼玉県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/)を開く。

- 電子サービス窓口の|入札・調達」を選択する
- 口」を選択する 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入

- \mathfrak{E} 「入札情報公開システム」を選択する。
- 調達機関名は「埼玉県」を選択する
- 「物品等」を選択する
- 「発注情報の検索」を選択する。
- 検索ボタンをクリックする。

 $\overline{\mathscr{D}}$ \oplus B \mathfrak{E}

P 本入札案件を選択する

(9)

あて先

2668 (直通) 税務課税務総合オンライン担当 $\mp 330 - 9301$ 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 篠沢 成雄、稲田 和晃 電話048—830-埼玉県総務部

(10)支払条件

受注者に支払うものとする。 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

- (11) その他詳細は、入札説明書、新税務システム開発調達仕様書及び契約書(案)
- Summary
- (1) Nature of Services Required: The development of the new Taxation System.
- (2) Time-limit for tender: 8:00 p.m., May 29,2008 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 29,2008)
- (3) Contact Information: Taxation Division, Department of General Affairs, Saitama 9301 Telephone.048-830-2668 Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-

埼玉県告示第五百四十九号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清

司

調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,600,000キロ

3

供給期間

(2)

調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による

(4) 平成20年7月1日から平成21年6月30日まで

需要場所

(5) 使用電力量に対する単価(kWh 単価(小数点以下を含むことができる。)。同 数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)及び ―月においては単―のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び 人札方法 埼玉県庁舎及びその敷地内 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価 (kW 単価 (小

予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があると 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である きは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、 なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5

競争入札参加資格

 \sim

1 者であること 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

2 上記(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であるこ

ていない者であること。 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受け

の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること 定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規

入札書の提出場所等

並びに問い合わせ先 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

(4)

入札の無効

管財課電気施設担当 井田 務 電話048—830—2613 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所におい て交付する。 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10 この公告の日から平成20年4月23日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の

入札・開札の場所及び日時

3

埼玉県職員会館202会議室 平成20年5月29日 (木) 午前10時

留郵便によること。) 郵便による場合の入札書のあて先、 埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成20年5月28日(水)午後5時必着(書 受領期限及び提出方法

(4)

4

1

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

人札保証金

は、免除する。 則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

契約保証金

場合は、免除する。 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた

入札者に要求される事項

(3)

明を求められた場合は、それに応じなければならない。 得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説 平成20年4月25日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

ばならない。 入札者は、 上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ

-6-

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- 契約書作成の要否

(5)

6) 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

7 手続における交渉の有無

8 支払条件

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

2

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

Summary

Nature and quantity of product to be purchased:

within its premises (estimated kw/h: 12,600,000 kw/h) Electricity for use at the Saitama Prefectural Government office building and

Deadline for Submissions

2

By registered mail: 5:00 pm, May 28,2008

In person: 10:00 a.m., May 29,2008

Contact Information:

Prefectural Government Public Property Management Division, General Affairs Department, Saitama

Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2613

埼玉県告示第五百五十号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定

> 関する事務を受託した。 により、平成二十年四月一日、 次の規約のとおりさいたま市の児童自立支援施設に

平成二十年四月十一日

埼玉県とさいたま市との間の児童自立支援施設に関する事務の委託に関する

埼玉県知事

田

清

司

(児童自立支援施設に関する事務の委託)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定に基づき さいたま市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立 支援施設において行う児童の自立の支援に関する事務を埼玉県に委託する

(経費の負担等)

第2条 埼玉県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。) を処理する場合において要する経費は、さいたま市が負担するものとする

類をさいたま市長に送付するものとする る。この場合において、埼玉県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書 前項の経費の額及び納付の時期は、埼玉県知事とさいたま市長が協議して定め

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、埼玉 県知事とさいたま市長が協議して定める

浬

この規約は、平成20年4月1日から施行する

埼玉県告示第五百五十一号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要について、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第一 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 一項の規

埼玉県知事 上 田 清

司

意見の概要

平成二十年四月十一日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

— 7 —

口 同法第八条第一 鷲宮町桜田二丁目六番地一他 一項の規定によるその他の意見の概要

周辺道路の渋滞及び児童通学路生活道路等の安全対策について

工事期間中

生活環境の配慮について

禁止および駐車も禁止 通学路の安全確保の為、 午前七時二十五分から八時までの大型車の進入を

東鷲宮小学校児童の通学路により東西車両出 警備員を配置すること。 入り口 の安全確保を図るた

る表示を設置すること。 ・工事者利用等の交通整理、 通学道路の歩行スペースの確保、 注意を喚起す

店舗開店後

・東鷲宮小学校児童の通学路により東西車両出入り口の安全確保を図るた 警備員を配置すること

同同同同同同同同同同同同同同

田新

子供の飛び出しの可能性があり信号機の設置を要望 ・一丁目、二丁目の交差点において交通量の増加が予測される。 公園もあり

周辺道路の整備

変更すること。 十二時までの営業について児童への悪影響が考えられるため、 十時までに

両が進入しないようにすること 店舗開店当日及び催し物開催日等において、学校周辺の道路に来店者の車

縦覧期間 決定された内容の変更がある場合事前に学校へ連絡をすること

平成二十年四月十一 日 から平成二十年五月十二日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

縦覧場所

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県告示第五百五十二号

北田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

> 所について次のとおり届出があった。 平成二十年四月十一日

埼玉県知事

上 \blacksquare

清 司

所

理職 就任

名 氏

名

男

郎

同

企郡嵐山町大字古里一六一—二

三九二一

同

同 同 同

同 同 四〇七 四八六—

司

同 同 同 同 六三二 八三二

舎利弗

飯 飯

嶋

康 健

吉

吉

道 玉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 一三七五 一三八六 一三六五

熊谷市板井三九五 同 同 同 同 四()()

行 治 雄 恭

宇治川 野 秀 太 平 夫 同 同 五三四

恒常 彰 治

同 深谷市本田五八九七

同

五九三八

同 大里郡寄居町大字西古里二八 同 同 鷹ノ巣三六六―

芳

比企郡嵐山町同 古里五七二

同 同 六六〇—

同 同 同 一五四七

同 同 監

事

飯

進

良

同 同 轟 若 矢 吉

男

退任

事 名

舎利弗

氏

住

企郡 嵐山町大字古

里八二二—

同 同 同

一三七五

同 同 同 同 同 同

一三六五

同同同同理

玉 道

恭 雄 幸

同 同

治

同

同

飯 田 新 吉 吉

嶋 康

夫

同 同

同 同

> 同 同 一三八六

同 同 六二二

-8-

理

事

柴

理 職

田

要

比

企郡嵐山町大字大蔵

一九七-

应

退任

名

就任

名 事

氏

名 範

同同監同同同同同同同同同 事 横 飯 飯 安 千 小 矢 若 矢 吉 宇 青 飯 治川 部 林 嶋 野 木 瀬 嶋 島 島 秀 健 髙 進 良 要 芳 常 秀 太 造 男 平 男 郎 司 治 彰 夫 渡 司 同 比 同 同 同 同 同 同同 比 同 同 企郡嵐 寄居町同 同 同 同 同 同 同 同 嵐 江 南町同 山町 本町同 山町大字古里四八六—— 同 同 同同 同 同 同 同 同 同 同 古里一五四七 西古里七二 鷹ノ巣三六六― 本田五八九七 同 坂井三九五— 同 同 同 五三四 四〇七 三九二一一 五七二 五九三八 六六〇— |六||-|

埼玉県告示第五百五十三号

び住所について次のとおり届出があった。 嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

-成二十年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清

司

住 所

氏 田 美 名 作 比 企郡嵐山町大字大蔵二九七 住 所 应

埼玉県告示第五百五十四号

項において準用する同法第八条第六項の 決定したので、同法第九十六条の 諸倉池地区 児玉郡美里町長からの町営土地改良事業 規定により公告し、 協議について平成二十年四月七日適当と 用する同法第八条第一項の規定により、 十五号)第九六条の二第五項において準 土地改良法 (ため池等整備事業) (昭和二十四年法律第百九 及び当該決定に係る 施行の 第五

供する。 土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に

平成二十年四月· 十一日

縦覧期間 埼玉県知事 上 田

> 清 司

年五月十四日まで 縦覧場所 平成二十年四月十四日

から平成一

美里町役場

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 法律第五十七号) 第六条第 埼玉県告示第五百五十五号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 一項及び第八条第一項の規定により、 次の土地の区域を

(平成十二

平成二十年四月十一日

土砂災害警戒区域

埼玉県知事 上 田 清 司

石 上 1 - 2	石 上 1 1	三ヶ原 1	三山大指1	土砂災害警戒区域の名称
置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	なる自然現象の種類 土砂災害の発生原因と

平面図等を埼玉県秩父	橋 計 1 - 2	土石流	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	滝の沢
土整備事務	-		置いて縦覧に供する。『県土整備事務所に備え	
面 レ	喬士 1	土石流	平面図等を埼玉県秩父	東沢
置いて従覧に共する。			置いて縦覧に供する。	
平面図等を埼玉県秩父		:	県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。		土石流	平面図等を埼玉県秩父	日向沢
県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
平面図等を埼玉県秩父	尾ノ内1	急怕余卦 <i>0</i> 角均	早上整備事务所に備え	治自落ノ
置いて縦覧に供する。		也) 	頁 しょ	克丁
早面図等を埼玉県科父	河原沂小金平		土	
正し、新聞している		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三山大指2
置いて従覧に供する。 県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
平面図等を埼玉県秩父	大諸		整備事務	
置して総覧に供する		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	桃木平
量当に発記させてらる 県土整備事務所に備え			覧に供す	
平面図等を埼玉県秩父	日影	; ;	県土整備事務所に備え	J
置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	を埼玉県	三ヶ原3
土整備事務			置いて縦覧に供する。	
平面図等を埼玉県秩父	河原沢日向1		県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	納宮
土整備事務			置いて縦覧に供する。	
図等を埼玉県	白岩沢		整備事務	
て縦覧に		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	間日影
土整備事務所に備			置いて縦覧に供する。	
平面図等を埼玉県秩父	納宮沢		県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	軍平
土整備事務			置いて縦覧に供する。	
平面図等を埼玉県秩父	稲荷沢		土整備事務所に備	
置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	石上3-22
土整備事務所に備			置いて縦覧に供する。	
平面図等を埼玉県秩父	石上沢	,	土i	
置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	石 上 3 1

所に備え玉県秩父	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	柳 田 1		いて縦覧に供土整備事務所	
供する。	置いて縦覧に		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	河原沢日向2
所に備え	県土整備事務所に備える日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	 オ ミ		置いて縦覧に供する。	
はまる。	至可列等に行		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	上日向
がに備える県秩父	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	木 毛 1		置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
いする。	置いて縦覧に供		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	魚尾道2
に備え	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
県秩父	平面図等を埼玉	大諸沢	j C	県土整備事務所に備え	ž
する。	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え		急須料也の崩壊	平面図等を奇玉県失父	太日
玉県秩父	平面図等を埼玉	日の沢		県土整備事務所に備え	
う る。	置いて縦覧に供よ		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	太田淵 2
備え	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
铁父	平面図等を埼玉旦	魚尾道沢占1	急傾余地の前塚	果土整備事務所に備え、平面図等を培丑県移父	太 日 消 1
る備え	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え		頁 	Ⅵ亭上埼玉県共 て縦覧に供する	#
、秩父	平面図等を埼玉県	魚尾道沢右2		土	
供する。	置いて縦覧に供す		急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉県	坂本3
備え	果土整備事務所に備え一平面図等を埼玉県秩父	魚尾道沢		置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
。 る。	置いて縦覧に供す		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	坂本 2
備え	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
秩父	平面図等を埼玉県	魚尾道3	,	土整備事務所に備	
9 る。	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	坂本 1
に備え	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
県秩父	平面図等を埼玉品	坂本 4		県土整備事務所に備え	į
する。	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	橋詰2―2
に備え	県土整備事務所			置いて縦覧に供する。	
県 	平面図等を埼玉県	魚尾道4	; (県土整備事務所に備え	
する。	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	橋詰2―1
に備え	県土整備事務所に			置いて縦覧に供する。	
県秩父	平面図等を埼玉	林	<u> </u>	県土整備事務所に備え	

文珠堂沢2		文珠堂沢1		大畑沢		柳田 3		下 山 2		下 山 1		柳 田 2		木毛 5		木毛3		木毛 4		破風屋2		破風屋1	
平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	果土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	い土	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	いて縦覧に供する土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	いて縦覧に土整備事務	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	いて縦覧に供する土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。
土石流		土石流		土石流		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
		久 那大久保2—5	久那大久保2-4		久那大久保2-3		久那大久保2-2		久那大久保2-1		久那大久保1-2		久那大久保1-1		和銅沢川		木毛		下田沢		硫黄沢		
置いて新覧に使する	量なて発覚に共大県土整備事務所に		置って 従覧に共 県土整備事務所 平面図等を埼玉	1 > \	景平	置いて縦覧に供する。	県 平	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。		置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備事務面図等を埼	置いて縦覧に供する。	土整備事務面図等を埼	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え
		急頃斜地の崩壊	2 急傾斜地の崩壊		え 急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		2 急傾斜地の崩壊		土石流		2 土石流		土石流		土石流		

	栃の木沢	置	県	坂本1 平	置	!	滝川 1 平		Į.	野々上3 平	Set	Į.	野々上2		具	野々上1 平		· ·	久那坂本 平	置		下久那2	置		下久那1	置	県	平仁田1-2	置		平 仁田 1 1	置	_ U
県土整備事務所に備え	面図等を埼玉県秩父	いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え		いて総覧に供する。	見上整備事務所に備え		して総覧に任する	置いて、選覧に共一 あ。 県土整備事務所に備え		して絲質に供する	土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	いて総覧に供する。	土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父一十	7	土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父 急	いて縦覧に供する。	土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父 急	いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	面図等を埼玉県秩父	いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	面図等を埼玉県秩父 急	いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	<u> </u>	いて縦覧に供する。	男士 整備 事務所に 備え
	土石流			土石流			土石流			土石流			土石流			土石流			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		
栗山3-2		I	栗山3—1			浦山大神楽3			茶平3			五百沢			所ノ沢			姥ヶ沢			坂本2		1	平二田 2		1	平 仁 田 1		J	滝 川 2		1	落合沢
平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	整備事務	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。		平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を奇玉県狭父	て縦覧に	県土整備事務所に備え	図等を協	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備事務所に備	一平面図等を埼玉県秩父
父	"	16																			土石流			上石充									上石

		細久保		茶平川		唐沢			川 吴)		川俣8			山 掴 2 - 4		山 排 2 1 3	E		山 掴 2 - 2		山 排 2 1	国 2 		冠岩 2			栗山3-3	
6	ユモ従富 ユ共戸6 土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県上を請事 务斤に請え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備える。	平面図券を埼玉県失く	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備事務所	1大	て縦覧に供す	早上整備事務所に備え 平面図等を採∃県科文	面図摩を埼玉県	土整備事務所	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え、「平面図等を堵∃県秣分	国際を特を具件	置いて従覧に共する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え
		土石流		土石流		土石流		b の 肩	急順料也		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			真斗也つ)		急傾斜地の崩壊		急が出ります 一般な出ります。	斗 		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	
	町分1-3		田 夕 1	}	町 分 1 1			向原—2		向原—1			大 指 1		Ħ	上 叮 1		坂本3			崩間沢		野々上4			栗山		 沢 の 入
																							1					
男士整備事務所に備え	早一室情事务庁に请記	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備える。	平面図券を埼玉県失く置いて総覧に供する。	事務時形	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を奇玉県共父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県上整備事务所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父

柿 平 1		東ノ前2-2			東ノ前2-1			猪鼻2—3			猪鼻2-2			猪鼻2—1			東ノ前1―2			東ノ前1―1			沢戸2			猪鼻 3			猪鼻 1			沢戸1	
平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え一平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	がに 備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	Q)	土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	て縦	整備事務	平面図等を埼玉県秩父	て縦覧に供す	県土整備事務所に備え	図等を埼玉県	置いて縦覧に供する。	土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	土整備事務所に備	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	
	I	と ふ 山 1 1		三 称 1			下夏地1-2			下夏地1-1			上の沢			横手沢			権田沢1			橋湯沢			町分2			大指 2			古 池 1		
置いて総覧に供する。	量4 に発売に共一県土整備事務所に	山 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	置いて従続に供する。県土整備事務所に備え	1 平嘉	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	夏地1—2 平云	置いて縦覧に供する。		夏地1―1 — — 平南	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	の沢	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え		置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	田沢 1	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平	て縦覧に	県土整備事務	分2 平面図等を埼	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	大指 2 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	1	置いて縦覧に供する。	土整備

半納2-2 平面図等を埼玉県秩父置いて縦覧に供する。		半	急傾斜地の崩壊	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	—————————————————————————————————————
へて 従覧こ 土整備事務 面図等を埼	2	半	急頁斗也つ崩	面図等を埼玉県失 	· 可 定 2
置ります。	ř	-	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	つらはら堀2
P 面図等を寄長書失く 置いて縦覧に供する。	内 [K	急傾斜地の崩壊	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	三 茶 2 — 2
県土整備事務所に備え半納1―1 平面図等を埼玉県秩父	納 1 	\Iz		置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三 称 2 1
県土整備事務所に備え女形2 平面図等を埼玉県秩父	女形 2			置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	と ふ 山 2
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	\mathcal{O}			置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三船
県土整備事務所に備え三袮3 平面図等を埼玉県秩父	三袮3			置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	女形 3-2
県土整備事務所に備えイデ沢向 平面図等を埼玉県秩父	イデ沢向			置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	女形 3-1
県土整備事務所に備え向堂1 平面図等を埼玉県秩父	堂			置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
て縦覧に			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	赤子ノ葉
県土整備事務所に備え女形1 平面図等を埼玉県秩父	女形 1			置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	つらはら堀1
県土整備事務所に備え 下夏地2―2 平面図等を埼玉県秩父	夏地 2 —			置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
置いて縦覧に供する。			急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	ワタシ山
県土整備事務所に備え 平面図等を培丑県科父	夏 地 2 一			置いて縦覧に供する。	
	Į 	_	() 有	県土整備事務所に備え	Į.
一置いて縦覧に供する。一		_	一急傾斜地の崩壊 一 一	一平面図等を埼玉県秩父一	と ふ 山 1 - 2

_	_	_	_	_	_
	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	北 2 5		VĦ	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三社3-3
				て縦覧に供す	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	北 2 4		土整備事務	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三 社 3 - 2
	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	北 2 3		県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三社 3 1
	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	北 2 2		県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	小川
	整備事務			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	北 2 1		県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	相見 1 — 3
				置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	クボタ2-3		土整備事務所	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	相見 1 — 2
	整備事務			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	クボタ2-2		土整備事務所	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	相見 1 — 1
	4			て縦	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	クボタ2-1		土.	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	図等を埼玉県	北 1 1 3
	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	半 納 4		土整備事務所に備	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	北 1 2
	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	半納3		に備	
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	北 1 1
	県土整備事務所に備え			置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三 社 2	,	土整備事務所に備	j
	置いて縦覧に供する。		急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	半納2-3
	県土整備事務所に備え			覧に供	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	三 社 3 4	<u> </u>	県土整備事務所に備え	

	築 場 4	築場—3	築 場 - 2	築 場 — 1	相 見 2	クボ タ 1 - 2	クボ タ 1 - 1	クボ タ 3 — 3	クボ タ 3 — 2	クボタ3 1	北 2 6	
平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。										
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

に供する。 秩父県土整備事 で供え置いて縦	急傾 斜 地 の 崩壊	に供する。 に供する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	石 上 3 2
に供する。 に供する。 で供する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	急傾斜地の崩壊	に供する。 に供する。 に供する。 で構え置いて縦覧 が及び秩父市役所 を埼玉県	石 上 1 2
に供する。 に備え置いて縦 が及び秩父市役 大父県土整備事	急傾斜地の崩壊	に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県	三 _ヶ 原 1
に関する事項 防止するために う建築物の構造 規制に必要な衝	現象の種類 原因となる自然	区域 生砂災害特別警戒	戒区域の名称 名称

二 土砂災害特別警戒区域

井戸沢	外柿沢	築場— 7	築場―6	
置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

え置いて		に備え置いて縦覧の所及び秩父市役所		秩父県土整備事務平面区等を埼玉県	 土 石 流	秋父県土整備事務平面図等を埼玉県	——— 和 荷 沃
父県土整備事		父県土整備事		i		i 1	Î
面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉	橋詰 1—2	に供する。		に供する。	
供す		に供する。		义		及び秩父	
備え置いて縦		備え置いて縦		整備		父県土整備	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所		面図等を協	土石流		滝の沢
父県土整備事		父県土整備事				伊ラぞ	
面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉	橋詰 1 — 1	こ供する。		こ供する。	
供する		供		所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
備え置いて縦		備え置いて縦		秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
び秩父市		び秩		平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	東沢
父県土整備事		父県土整備事		に供する。		に供する	
玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉	尾ノ内1	⁻ え 、		へえ 、	
に供する。		に供する。		所及び秩父市役所		i 及	
備え置いて縦		備え置いて縦		秩父県土整備事務		父県+	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所		平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	日向沢
父県土整備事		父県土整備事		は食ってる		付き	
面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉	河原沢小金平	こ供する。		こはする。	
に供する。		に供する。		二腈二畳コニ従電一所及ひ科父市役所		計及	
備え置いて総		備え置いて総		「行文が夫公司要介書者」		とりょう	
ガン科父市役		ガン 科父市役		失び県上隆精事务	作余卦の肩		治自済ノ
をが失び言を		をが失ど言を		平面図等を奇玉県	料也の崩壊	面 図	去师客人
見しきを	急値余封の 角場	県 [2 上 急	E S	に供する。		供する	
面図等い奇に	頁斗也つ 爿	面叉等头奇尼	日息	に備え置いて縦覧		備え署	
供する。		供する。		所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
備え置いて縦		備え置いて縦		秩父県土整備事務		父県土	
及び秩父市役		及び秩父市役		平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊		三山大指2
県土		県土		に供する。		に供する。	
面図等を埼玉	土石流	面図等を埼玉	白 岩沢	に備え置いて紛覧		は イス 活	
供		に供する。		所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
え置いて縦		え置いて縦		秩父県土整備事務		父県土	
及び辞		及		平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	面図等	桃木平
父県土整備事		父県土整備事		に供する		付する	
面図等を埼玉	土石流	面図等を埼玉	納宮沢	っえ 、		は に る 活	
に供する。		に供する。		所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
いて縦		え置いて縦		県土整備事		父県土	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	_	平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	圡	軍 平

	無尾道派	京 至 <u>有</u>			坂 本 4					上日向				太田淵3					太田淵1					Ž				H	香司 土口 2	
に供する。	に備え置いて縦覧所及び秩父市役所をが、大文県土整備事務	<u>.</u>	に備え置いて縦覧の及る形の	く 翌	を情		いて縦	父市	整備事	を埼玉	0	いて	女が失ぐ方殳 父県土整備事	乙具 二冬情玉面図等を埼玉	に供する。	え置いて縦	及び秩父市役	父県土整	面図等を埼玉	。 (· ·	え置って従る者名目	ド夫と言せ	見言を		供 付ける	構える み	及びき	*************************************	可	に供する。
	士 石 济				急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊	Ĭ } !				b 0 月	頁外也の	
に供する。	に備え置いて縦覧所及び秩父市役所秩父県土整備事務	に供する。	に備え置いて縦覧列及と移入す名所	ド夫と言せ県土整備事	に というでは、 一区等を埼玉	供する。	え置いて縦	秩父市	父県土整備事	玉	0	に備え置いて縦覧	女が失ぐ方殳 父県土整備事	ひ具 二整情耳面図等を埼玉	に供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土整備事務	面図等を埼玉	糸	1て従	ド夫と言と	1 図	f 有 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	する。	満え置いて縦	びき父も受り言葉化学		面図等よう形	に供する。
文珠堂沢 2		文 珠 堂 沢 1				 火 ジ	大田尺								木 毛 1	7				大諸沢					日の沢					魚尾道沢右1
文珠堂沢2	に供する。 に供する。	1 独 亚)-	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所			に供する。	こ 一 こ 市 え 置 こ て 役 に 入 入 下 下	所及が失父市役所を以上整備事務	田 3	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	1		こ共する。	こ構え置いて縦覧	所及び秩父市役所が及り、一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一	大諸沢 平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所		の沢	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所		1
秩父県土整備事	に供する。 に供する。	1 独 亚	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務 ニオ	平面对等社场长景 上门布				\mathbb{H}			所及び秩父市役所所及び秩父市役所			こ共する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所のおり、一般父児士整備事務の	光	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	の沢					

5 久那大久保 2 —			1	久那大久保2—					久那大久保1—					和銅沢川					木毛					下田沢					硫黄沢		
及父面 作び県図 ~	供する。	に備え置いて縦覧所及ひ秩父市役所	父県土整備事	面図等を埼玉	に供する。	縦	所及び秩父市役所	県土整備事	図等を埼玉	් ි	に備え置いて縦覧	秩父市役	土整備事	等を埼玉	に供する。	置いて縦	父市	土整備事	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	Δ.	塞	平面図等を埼玉県	に供する。	え置いて縦	所及び秩父市役所	父県土整備事	面図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧所及び秩父市役所
急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					土石流					土石流					土石流					土石流		
び 県 図 ~	する。	に 備え置いて 縦覧所及ひ秩 父市役所	※ 長光盲 世界土整備事	図等を埼玉	に供する。	いて縦	所及び秩父市役所	県土整備事	玉	に供する。	に備え置いて縦覧	び秩父市役	県土整備事	圡	に供する。	え置いて縦	所及び秩父市役所	県土整備事	土.	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	県土整備事	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	県土整備事	図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧所及び秩父市役所
	野々上3				野々上2					野々上1					久那坂本					下久那 2					下久那1					平 仁 田 1 - 2	
	々上3 平面図等を埼	供する。	備え置いて縦		々上2 平面図等を埼玉	供 す	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	々 上 1	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	本	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所		久那2 平面図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	孙	久那 1	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所		仁 田 1 - 2	に供する。に供する。
に供する。 に供する。 に供する。 株父県土整備事務	々上3 平面図等を埼	供する。	備え置いて縦	及び泆父市殳父県土整備事	々上2 平面図等を埼玉	供 す	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	々 上 1 U	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	本	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	久那2 平面図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	久那 1	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	仁田1-2	供する。備え置いて

父県土整備		父県土整備		平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	冠 岩 2
玉	土石流	玉	茶平川	に供する。		に供する。	
に供する。		に供する。		に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
備え置いて縦		置いて縦		び秩父市役		及び秩父市	
及び秩父市役		秩父市役		秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
整		県土整備		図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼	栗山3-3
等を埼玉	土石流	等を埼玉	唐沢	に供する。		に供する。	
に供する。		に供する。		に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
備え置いて縦		る総		所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
及び秩父市役		中径		秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務		平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	栗山3-2
面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉	川 俣 9	に供する。		に供する。	
に供する。		に供する。		縦		に備え置いて縦覧	
備え置いて縦		備え置いて縦		所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
及び秩父市役		及び秩父市役		整備事		#	
県土整		秩父県土整備事務		平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	玉	栗山3-1
面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉	山 掴 2 4	に供する。		に供する。	
信		70		に備え置いて縦覧		いて縦	
供する。		する。 こ 糸		所及び秩父市役所		及び秩父市役	
備え置いて縦		え置いて縦		秩父県土整備事務		父県土整備事	
び除す		所及び秩父市役所		平面図等を埼玉県	土石流	を埼	五百沢
父杲上整備事	;	早上 整備事	;	1		1	
面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	図等を埼玉	山 担 1 2 3	に供する。		する	
に供する。		に供する。		4) 7 i		崩える 異	
備え置いて縦		に備え置いて縦覧		所及び狭父市役所		所及び狭父市役所	
及び秩父市役		所及び秩父市役所		父杲上整苗	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	父具生	
父		秩父県土整備事務		平面図等を奇玉県	上石充	図 室	新ノ尺
等を埼玉	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	山 担 2 - 2	に供する。		する。	
供する		に住する		に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
俳え置して絡)。 こして 終		所及び秩父市役所		及び秩父市役	
ガロ粉 父市役		超分工光		秩父県土整備事務		県土整備事	
		対		平面図等を埼玉県	土石流	面図等を埼玉	平 仁 田 2
面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	等を埼玉	山 担 2 1	に供する。		に供する。	
				に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
共する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		共する。		所及び秩父市役所		及び科	
に備え置いて縦覧		え置いて		秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
及び秩父市役		及び秩父市役		平面図等を増工県	士 石 济	平面区等を増田県	海 川 2
父県土整備事		父県土整備事	_		i	Ī I	ı

			町分1-1					上町 — 1					崩間沢					野々上4					栗山					沢の入					細久保			
備え置いて縦	及び秩父市役	県土整備	面図等を埼玉	に供する。	え置いて縦	び秩父市	県土整備事	面図等を埼玉	に供する。	え置いて縦	及び秩	県土整備事	面図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	え置いて縦	所及び秩父市役所	県土整備事	図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所		平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	備え置いて縦	所及び秩父市役所
			急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					土石流					土石流					土石流					土石流					土石流			
備え置いて縦	及び秩父市役	県土整備	面図等を埼玉	に供する。	え置いて縦	及び秩	秩父県土整備事務	面図等を埼玉	供する	え置いて縦	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県		に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	え置いて縦	父市	県土整備事	図等を埼玉	に供する。	え置いて縦	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	備え置いて縦	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	え置いて縦	所及び秩父市役所
_																																				
_																																				
				į	猪 鼻2—3					猪鼻2—2					猪鼻2—1				Î	東ノ前1―2					猪鼻3					町分1-3					町 分 1 1 2	
	に供する。	備え置いて縦	巾役	į	鼻2―3 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県	鼻2―2 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県	鼻2―1 ―― 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役		ノ前1―2 平面図等を奇玉	供す	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土	鼻3 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土	分1―3 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて	及び秩父市		分1―2 平面図等を埼	に供する。
	一に供する。	備え置いて縦	及び秩父市役		鼻2―3 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土整備事務	鼻2―2 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土整備事務	鼻2―1 ―― 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役		ノ前1―2 平面図等を奇玉	供す	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土整備事務	鼻3 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土整備事務	分1―3 平面図等を埼玉	供する。	備え置いて	及び秩父市	秩父県土整備事務	分1―2 平面図等を埼	に供する。

上の沢					横手沢					権田沢1					橋湯沢					町分2					大指 2					古池 1					村 平 1
平面図等を埼玉県	供する。	備	及び秩父市	父県土整備	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	攵	秩父県土整備事務	卞.	6	に備え置いて縦覧	秩父市	土整備	平面図等を埼玉県	一に供する。	に備え置いて縦覧	び秩	父県土整備事	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	え置いて	及び秩父市	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県
 土石 流					土石流					土石流					土石流					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県	<i>{</i> <u>†</u> ;	に備え置いて縦覧	及び秩父市役	父県土整備事	平面図等を埼玉県	に供する。	え置いて縦	及び秩父市役	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	淅	び秩父市役	県土整備	平面図等を埼玉県	に供する。	備え置いて縦	及び秩父市	父県土整備事	圡	に供する。	え置いて縦	文 市	父県土整備事	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	備え置いて縦	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	平面図等を埼玉県
	三社					相見					北 1					女形					三					女形					کے				
	三社 3 - 2					相見1-3					1 3					女形 2					三					女形3-2					と 山 1 - 2				
所及び秩父市役所 秩父県土整備事務	―2 平面図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	見1―3 平面図等を	に供する。	に備え置いて縦覧	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		1 3	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務		に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所		3	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	3 2	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所		ふ 山 1 - 2	に供する。	備え置いて縦	所及び秩父市役所	父県土整備事
及び秩父市役	―2 平面図等を埼玉	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	見1―3 平面図等を	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	1	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務		に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	3	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	3 2	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び秩父市役所	秩父県土整備事務	ふ 山 1 - 2	に供する。	備え置いて縦	及び秩父市役	父県土整備事

供する置く、		供する。 備え置いて縦 及び秩父市役 父県土整備事	
平面図等を埼	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	クボタ3―3
に供する。		供する。 備え置いて縦	
及び秩父		所及び秩父市役所	
父県土		父県土整備事	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	+	クボタ3―2
に供する。		に供する。	
備え置いて		備え置いて縦	
及び秩父市		役	
父県土		父県土整備	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	圡	北 2 - 6
に供する。		に供する。	
備え置いて		備え置いて縦	
市		所及び秩父市役所	
父県土整備		父県土整備事	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	面図等を埼玉	北 2 1 5
に供する。		に供する。	
備え置		備え置いて縦	
及び秩		及び秩父市	
父県土		父県土整備事	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	埼玉	クボタ2-3
に供する。		に供する。	
備え置		備え置いて縦	
び秩父市		及び秩父市	
		父県土整備事	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	等を埼玉	クボタ2-2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		備え置いて縦	
所及び秩父市役		及び秩父市	
父県土整		父県土整備事	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	図等を埼玉	三社 3 4
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	_

埼玉県告示第五百五十六号

号)第二十一条第二項において準用する都市計画法(昭和四十三年法律第百

計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す同法第十七条第一項の規定により、都市

井戸沢	外柿沢	築 場 - 7	築 場 - 6	築場 - 2	ク ボ タ 1 - 2
に供する。 ・ ・ に備え置いて縦覧 が及び秩父市役所 が及び秩父市役所 がして縦覧	に供する。 ・に供する。 ・に供する。 ・に供する。	に供する。 に供する。 で備え置いて縦覧 で供する。	に供する。 ・ は は は は は は は は は は は は は	に供する。 に供する。 に供する。 で機変に が及び 株父県土整備事務 でので でので のので のので のので のので のので のの	に供する。 に供する。 で供する。 に供する。 で供する。
土石流	土石流	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
に供する。 ・ に備え置いて縦覧 が及び秩父市役所 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でので、 でいて、	に供する。 で構え置いて縦覧 が及び秩父市役所 がなび秩父市役所 で備え置いて縦覧	に供する。 に供する。 で構え置いて縦覧 で機り、 で機り、 で機り、 で機り、 で機り、 で機り、 で機り、 で機り、	に供する。 ・ は は は は は は は は は は は な で れ く に は れ で れ く に れ で れ で れ で れ で れ で れ で れ で れ で れ で れ で れ で れ の に れ の に れ に に れ に に れ に に に れ に に に に に に に に に に に に に	に供する。 ・ は備え置いて縦覧 が及び秩父市役所 が及び秩父市役所 で備え置いて縦覧	で供する。 に供する。 に供する。 に供する。 に供する。

平成二十年四月十一 埼玉県知事 Ш 清 司

都市計画の種類及び名称 加須都市計画用途地域

字北小浜字堂前の一部、 守前の各全部 休城の各一部並びに字新田前及び字鎮 都市計画を変更する土地の区域 加須市大字多門寺字本田の一部、 字嵯峨、 字柳町、 字舟附及び字 大字南篠崎字 大 三

県行田県土整備事務所、 くり課、騎西町産業建設課 都市計画の変更の案の縦覧場所 埼玉県都市整備部都市計画課 加須市まちづ 埼玉

四

年四月二十五日まで 平成二十年四月十一日から平成二十

埼玉県告示第五百五十七号

公開による意見の聴取を次のとおり行 号)第四十八条第十四項の規定により 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百

平成二十年四月十一日

許可しようとする建築物の建築の計 埼玉県知事 田 清 司

画

1 申請者

代表取締役 株式会社アイ・シー・エ 武内 久和

口

敷地の位置

兀

開発許可を受けた者の住所及び氏名

(第二工区)

ふじみ野市亀久保三丁目二二〇番

建築物の用途

意見の聴取の期日 物品販売店舗及び自動車修理工場

平成二十年四月二十三日

(水

午後三時から

意見の聴取の場所 ふじみ野市大井中央一丁目

番

号

ふじみ野市大井総合支所

埼玉県告示第五百五十八号

号)第三十六条第三項の規定により、 で、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法(昭和四十三年法律第百 公告する。 次

許可番号

指令杉整第一九〇一六五〇号 平成十九年十一月二十一日

検査済証番号

平成二十年四月八日第一号

三 二三、六二八、六二九、六三〇、六三 六一八、六二〇、六二一、六二三、六 、六三二、六三三、六三四—三 開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡鷲宮町大字上川崎字天神脇

地 北埼玉郡騎西町大字騎西一二四

取締役

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六

号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第 次 百

で、 平成二十年四月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀

平成十九年九月二十 第一九〇〇七〇〇号 一日

許可番号

検査済証番号

平成二十年四月十

日

埼玉県知事

田

清

司

平成二十年四月四日

第一九〇一八八号

 \equiv 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡小川町大字飯田字打越三四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |六、三四 一一八、三四

有限会社 室田 三和不動産 番

で、

平成二十年四月十一日

井 清 司

検査済証番号

 \equiv 平成二十年三月二十六日第五十 号

北埼玉郡騎西町大字芋茎字東原 Ŧi.

九 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北埼玉郡騎西町大字根古屋六四六一 ウィステリアB—一〇一

埼玉県公安委員会告示第111号

関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指 号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定 員審査」という。)並びに法第99条の3第4項第1号イに規定する自動車の運転に 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1

渡邊 比企郡小川町大字飯田三四一—六 成章

五号 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁

郎

許可番号

平成二十年三月二十六日 指令行整第一九〇〇二三一号

開発区域に含まれる地域の名称

四

哲也

9 導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条及び第10条第2項の規定により公示 審査の種類 平成20年 4 月11日 埼玉県公安委員会委員長 **H** +義

技能検定員審査

- 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- 牽引免許に係る技能検定員審査
- 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

教習指導員審査

- 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- 普通自動車免許に係る教習指導員審査 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- 牽引免許に係る教習指導員審査
- 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- 期日及び場所

<u>1</u> 期日

Y 論文審查日

平成20年5月13日 (火) 及び5月14日 (水)

7 技能審査日

及び6月20日(金) 平成20年6月14日(土)、6月17日(火)、6月18日(水)、6月19日(木)

面接審査日

平成20年6月14日(土)、6月25日(水)、6月26日(木)及び6月27日(金)

2 場所

 \curlywedge

埼玉県警察本部交通部運転免許センター 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地 4

- 論文及び面接 運転免許センター 4 階会議室
- 技能 運転免許センター内コース及び路上
- 申請期間及び場所

ယ

(1) 申請期間

深へ。) 平成20年4月11日(金)から4月25日(金)までの間(日曜日及び土曜日は

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地 4

埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係

電話 048 (543) 2001 内線241

するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる 免許に係る運転免許証を提示すること 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出

るものを添付して申請すること なお、審査細目の免除を希望する者は、 それに該当する者であることを証明す

$^{\circ}$ 審査項目

- <u>(1)</u> 技能検定員審査
- 技能検定に関する技能
- 技能検定に関する知識
- (2) 教習指導員審査
- 教習に関する技能
- 教習に関する知識

6 審査手数料

その他 審査手数料については、埼玉県収入証紙により納付すること。

ンター運転免許課教習所係に照会すること。 申請要領、内容、手続等の詳細については、埼玉県警察本部交通部運転免許と

埼玉県労働委員会告示第二号

行令 づき、平成二十年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、 当委員会は、労働関係調整法 (昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則 (昭和二十一年法律第二十五号) 労働関係調整法施 第十条の規定に基 (昭和二十四

年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十

年四月十一日	貞/写財員(第一号)
	長会財政第一年) 第六十八条第一項の財気にはいを対する
	ď
	2 7
	9
	_

享

			1													
山	西	藤	三	鳥羽	野	長	竹	小	那	小	伊	古	馬	作	長	
本	澤	間	村	山	上	澤	花	島	珂	石	藤	Л	橋	山	島	氏
11	敏	憲	喜	伸	武	季実	康	雅	通	治	<u> </u>	陽	隆	泰	佑	名
郎	雄	_	宏	夫	利	彦	雄	之	敏	男	枝	=	紀	彦	享	
埼玉県労働委員会事務局長	永井機械鋳造株式会社代表取締役	株式会社オキナヤ代表取締役社長	株式会社三村工業代表取締役	フジノン株式会社取締役総務部長	専務理事社団法人埼玉県経営者協会	自動車総連埼玉地方協議会議長	埼玉県連合会事務局長日本労働組合総連合会	執行委員長 NTT労働組合北関東総支部	JAM埼玉執行委員長	埼玉県労働組合連合会副議長	弁護士	大東文化大学法学部教授	弁護士		弁護士	現
																職
埼玉県総合政策部地域政策局長	川口鋳物工業協同組合理事	熊谷商工会議所副会頭	吉見町商工会会長		株式会社あさひ銀行綱島支店長	全国本田労働組合連合会副会長	事務局長自動車総連埼玉地方協議会	情報労連埼玉県協議会議長	ゼクセル労働組合執行委員長	副執行委員長自治労連埼玉県本部	埼玉県国民健康保険審査会委員	大東文化大学法学部長	埼玉弁護士会会長	埼玉県議会事務局長	埼玉弁護士会会長	経歴
	同	同	同	同	労働委員会委員	回	同	同	回	労働委員会委員	同	同	同	同	労働委員会委員	備
	右	右	右	右	(使)	右	右	右	右	(労)	右	右	右	右	(公)	考

発 行 日 毎 火曜日・金曜日 週 購読料金 年四万三 便 料 金 を 千 含 四 百 円 発 行 者 ○四八―八二四―二一一一(代表) さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 県 —二一一一(代表) /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 印刷所 さいたま市南区別所三―関東図書株式 一八六二—二九〇一 1 会

埼玉県議会事務局議
埼玉県県土整備部県
埼玉県総務部人権推
埼玉県保健医療部健
埼玉県産業労働部:
埼玉県総務部県政情
埼玉県総合政策部文:

_ ○ 社